

単価参考見積募集要領

次のとおり単価参考見積を募集します。

令和8年3月3日

独立行政法人水資源機構
木曾川中下流用水総合管理所
所長 津曲 孝一
(公 印 省 略)

1. 目的

この単価参考見積の募集は、木曾川中下流用水総合管理所で予定している賃貸借契約の積算の参考とするための資材単価を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者（物品製造等）の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、木曾川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、仕様書に定める構成及び機能等を満足する資機材の単価等を記載して提出して下さい。
見積書には、六台を借りたとして、一台あたりにかかる単価を記載願います。
なお、参考見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間：令和8年3月3日(火) から令和8年3月11日(水) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 所長 津曲 孝一 宛
【担当】工務課
〒495-0036 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

別添仕様書の通りとする。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年3月3日(火) から令和8年3月6日(金) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年3月9日(月) から令和8年3月11日(水)まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、単価契約の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、積算の目的以外には使用いたしません。

幹線水路ネットワークカメラ設置
賃貸借契約

仕 様 書

令和8年3月

独立行政法人水資源機構

木曾川中下流用水総合管理所

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構が委託する「幹線水路ネットワークカメラ設置」（以下「本契約」という。）に適用する。

第 2 節 業務概要

本契約は、併設排水路に設置されている立切ゲートの遠方監視を目的として、ネットワークカメラの賃貸借契約を行うものである。

第 3 節 納入場所

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1 木曾川中下流用水総合管理所

第 4 節 期間

契約期間は、契約締結の翌日から令和 10 年 5 月 31 日までとする。

履行期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までとする。

なお、履行期間開始までに、カメラを納入場所に納入すること。

第 5 節 賃貸借物品

ネットワークカメラ 6 台

第 6 節 ネットワークカメラの構成及び機能

ネットワークカメラの構成及び機能は、以下に示す条件と同等以上の機能を有するものとする（オプション可）

（1）共通仕様

①カメラ機能

下記仕様と同等以上の機能を有するもの

- 1)屋外設置の基本的な能力（防水など）を有し悪天候時も使用可能なもの
- 2)100V 電源で使用でき、かつ家庭用コンセントで使用可能であるもの
- 3)単管パイプや電柱などへ取付、撤去が容易であるもの
- 4)観測用カメラとして十分な画素数（100 万画素以上）を有するもの
- 5)ズーム機能を有するもの
- 6)遠隔操作でカメラの可動ができ、カメラ視野角が±180 度以上、垂直 0 度から 90 度以上であるもの
- 7)暗視撮影、暗視録画機能を有し、10m程度の暗視視野を有するもの
- 8)赤外線投光器またはそれに準ずる機能を搭載しているもの
- 9)停電などのトラブルが発生した場合、カメラの復旧が容易なもの

②映像確認機能および保存機能

- 1)ネットワークを介してのリアルタイム映像がパソコン及びスマートフォンで確認可能なもの
- 2)一定間隔で静止画の保存が可能なもの
- 3)保存した静止画をパソコン及びスマートフォンで確認できるもの
- 4)映像保存機能を有し、動画はSDカードで7日間以上保存可能でかつ、静止画の保存はクラウド上で7日間とし、連続表示については静止画8日目より移行して1か月保存可能なもの
- 5)パソコン及びスマートフォンでの操作表示は日本語で表記されているもの
- 6)動画の画素数及び映像閲覧時の設定については、個別で設定可能なもの

③通信機能

- 1)通信は既設の設備を利用せずに新たに構築するものとする
- 2)データ通信容量は無制限とする

第7節 賃貸借料金

レンタルによる賃貸借契約とし、毎月均等額とする。また、カメラとスマートフォン等との通信に係る費用が発生する場合は、その費用も賃貸借契約に含めること。

第8節 請求金額

請求金額は、前節で算出された料金に、消費税及び地方消費税相当額を加えたものの合計とする。ただし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

第9節 保守内容

故障時は、保守点検を行うものとする。